

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（担保上限金額の算定の基礎となる金額） 第二条 法第二条第十一号ロの政令で定める金額は、<u>九千二百五十六億九千七百十五万七千円</u>とする。</p>	<p>（担保上限金額の算定の基礎となる金額） 第二条 法第二条第十一号ロの政令で定める金額は、<u>九千三百二十七億四千八百七十四万五千円</u>とする。</p>